

## 組織調査部運営規程

平成 4 年 7 月 1 日制定

(総 則)

第 1 条 この規程は、一般社団法人広島県臨床検査技師会（以下「会」という）の組織運営規程第 35 条の規定に基づき、組織調査部の運営について定める。

(目 的)

第 2 条 組織調査部は、この会の組織強化及び会員の資質向上を図るとともに、地区会員相互の親睦を深めることを目的とする。

(事 業)

第 3 条 組織調査部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 諸事業の周知徹底に関する事業
- (2) 地区会員の学術活動に関する事業
- (3) 地区会員の親睦を目的とする諸事業に関する事業
- (4) 医学検査技術及び文化交流を目的とする国際交流事業
- (5) 会員による相互支援活動に関する事業
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(地 区)

第 4 条 組織運営規程第 33 条に定める地区及び管轄区域は、次のとおりとする。ただし、西部地区は、当分の間広島地区に含むものとする。

- (1) 広島地区 広島市、安芸郡府中町
- (2) 西部地区 廿日市市、大竹市
- (3) 東広島市地区 東広島市
- (4) 呉地区 呉市、安芸郡（府中町を除く）、豊田郡、江田島市
- (5) 北部地区 三次市、庄原市、安芸高田市、山県郡
- (6) 東部地区 福山市、三原市、尾道市、竹原市、府中市、世羅郡、神石郡

2 前項の区域内にある施設に勤務する会員は、当該施設の所在地を管轄する地区に所属するものとする。自宅会員は、居住地を管轄する地区に所属するものとする。

(構 成)

第 5 条 組織調査部は、次の部員をもって構成する。

- (1) 組織調査部長（常務理事） 1 名
- (2) 組織調査副部長（理事） 若干名

(3) 地区理事	9 名
(4) 地区部員	26 名
内 訳 広島地区	3 名
東広島地区	3 名
呉地区	4 名
北部地区	6 名
東部地区	10 名前後

(職 務)

第 6 条 部員は、組織調査部の職務を遂行するために、以下のことを行う。

- (1) 組織調査部長は組織調査部を代表し、事業を統括する。
- (2) 組織調査副部長は、組織調査部長を補佐する。
- (3) 地区理事は、各担当地区の事業を統括する。
- (4) 地区部員は地区理事を補佐し、会員への事業の周知徹底を図る。

(任 期)

第 7 条 部員の任期は 2 年とする。

- 2 部員は、再任されることができる。ただし、再任は、通算 3 期までとする。

(選任及び解任)

第 8 条 組織調査部長は、常務理事の中から会長が指名する。

- 2 組織調査副部長は、理事の中から組織調査部長が任命する。
- 3 地区理事は、理事会において理事の中から選出し、会長が委嘱する。
- 4 地区部員は、各地区に所属する正会員の中から地区理事が選任し、会長が委嘱する。
- 5 組織調査部長及び組織調査副部長が次の各号のいずれかに該当する場合、会長はこれを解任することができる。
- 6 心身の障害のために職務の執行に堪えないと認めるとき。
- 7 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。
- 8 組織調査部員は、前項各号のいずれかに該当する場合、理事会において全理事の 3 分の 2 以上の議決により解任することができる。

(会 議)

第 9 条 組織調査部は、第 3 条の事業を行うため、必要に応じ組織調査部会を開催する。

- 2 構成員は、第 4 条に定める部員の他、組織調査部長が必要と認めた者とする。
- 3 各部員は、必要に応じて、部員以外の正会員の出席を求めることができる。
- 4 組織調査部会は組織調査部長が招集し、議長となる。
- 5 会議を招集しようとするときは、会議の日時、場所、会議の目的等を、書面又は電磁的記録により構成員に通知するものとする。ただし、緊急な事情又は構成員全員の同意がある場合はこの限りでない。
- 6 組織調査部会は、構成員の半数以上の出席がなければ、開催することができない。
- 7 組織調査部会の議決は、出席した部員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。
- 8 部員の代理は認めない。
- 9 その他、組織調査部会の運営につき必要な事項は、理事会において定める。

(常務理事会の承認等)

第 10 条 組織調査部長は、事業の運営について審議決定をしたものにつき、常務理事会に報告してその承認を得なければならない。

- 2 組織調査部長は、各地区理事からの報告をまとめ、常務理事会において報告しなければならない。

(地区の運営)

第 11 条 各地区理事は、担当地区の学術活動及び諸行事を開催する場合、あるいは地区会員に移動があった場合は、文書をもって組織調査部長に速やかに報告する。

- 2 各地区理事は、地区の運営に関して必要がある場合には、関係部門と連絡をとり、協議のうえ、業務を遂行するものとする。

(地区の経費)

第 12 条 地区の経費は、毎事業年度毎に理事会で定められる地区活動助成金をもってあてる。

(経費の収支)

第 13 条 各地区理事は、地区活動費に関する帳簿を備え付け、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 各地区理事は、毎事業年度の地区活動費の収支につき、経理部運営規程に基づき所定の用紙をもって組織調査部長に報告するものとする。

(国際交流事業)

第 14 条 本会が行う国際交流事業については、別に定める国際交流事業細則の定めによる。

(規程の変更等)

第 15 条 この規程に定めのない事項については、理事会の決定による。

2 この規程を変更するには、理事会の議決を経るものとする。

(附 則)

この規程は、平成 4 年 7 月 1 日から施行する。

平成 1 9 年 4 月 1 日一部改正，平成 2 4 年 4 月 1 日一部改正，平成 2 6 年 4 月 1 日一部改正